

高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置等に関する協定書

福井県および敦賀市（以下「甲」という。）と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「乙」という。）は、政府の「もんじゅの廃止措置に関する基本方針」およびこれに基づく乙の「もんじゅの廃止措置に関する基本的な計画」に基づき、政府の積極的な支援を得て、乙が実施する高速増殖原型炉もんじゅの原子炉施設に係る廃止措置に関し、当該廃止措置等に係る特有の課題に適切に対処し、当該原子炉施設の廃止措置等に係る安全対策、環境保全対策および地域振興対策を継続的に実施するため、次のとおり協定する。

（廃止措置等における乙の責務）

- 第1条 乙は、廃止措置の計画の実施に当たっては、期限を付した工程を明らかにし、安全かつ速やかな実施およびこれに伴う環境の保全に万全を期さなければならない。
- 2 乙は、廃止措置の実施に当たり、立地地域に大きな影響が生じることのないよう、立地地域の振興と発展に最大限努めなければならない。

（廃止措置等に係る報告等）

- 第2条 乙は、前条の廃止措置等の実施状況について、定期にまたは甲の求めに応じて、遅滞なく甲に報告するものとする。
- 2 乙は、前項の報告に当たり、特に使用済および未使用の燃料ならびに冷却材であるナトリウムについては、この協定の締結の日から一年後に提示することになる処理処分の方策や技術的課題を報告する。また、乙は、取出しから県外搬出についてその後の詳細な工程を定め、当該工程の進捗状況を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、乙からの前二項の報告および政府と甲による「もんじゅの廃止措置に係る連絡協議の場」における政府の説明に関し、必要があると認めるときは、乙に対し適切な対応を求めることができる。この場合において、乙は、政府に報告をし指導を受け、誠意をもって必要な廃止措置等に関する対応を行わなければならない。
- 4 乙は、廃止措置等の工程に影響を与えるおそれのある事象が生じたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

（廃止措置に伴う安全対策）

- 第3条 乙は、廃止措置に伴い発生する解体廃棄物、粉塵、廃液等の放射性廃棄物について、発生量の低減を図るとともに、汚染の

除去、拡散または漏えいの防止等の安全対策を適切に講じなければならない。

- 2 乙は、放射性廃棄物の放射能汚染の程度に応じ、区分保管、減容等を実施するとともに、計画的な搬出を行う等適切に処理しなければならない。
- 3 乙は、使用済および未使用の燃料ならびに冷却材であるナトリウムについては、前条第二項に定める工程に基づき、安全かつ速やかに県外に搬出するものとする。
- 4 乙は、前三項に定める措置を着実に実施するため、安全管理体制の充実強化に努めなければならない。

(廃止措置に伴う環境保全対策)

第4条 乙は、廃止措置に起因する大気または土壌の汚染、水質の汚濁等の公害の防止に関し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物以外の廃棄物については、可能な限り再利用を進めるとともに、再利用が困難な場合は、産業廃棄物として適正に処分しなければならない。

(地域振興対策)

第5条 乙は、国、内外の大学および研究機関ならびに地元企業等と連携し、原子力・エネルギーに関する国際的な研究開発および人材育成に努め、「エネルギー研究開発拠点化計画」を積極的に推進しなければならない。

- 2 乙は、廃止措置に係る工事その他の具体的な作業内容、実施時期等に関する計画を作成、公表し、地元企業の発展および地元雇用の促進に努めるものとする。

(住民への理解活動)

第6条 乙は、廃止措置計画の内容および廃止措置の実施状況、安全対策、環境保全対策、地域振興対策について、地域住民の理解を深めるため継続的な広報活動に努めなければならない。

(協定書の改定)

第7条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからでもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

- 2 甲および乙は、政府から「もんじゅの廃止措置に関する基本方針」に基づき、この協定の締結の日からおおむね五年後に示すこ

ととなる使用済および未使用の燃料ならびに冷却材であるナトリウムの県外搬出の計画が提示されたときは、この協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第8条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定書締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年12月 5日

【締結者】

発電所	甲	乙
高速増殖原型炉もんじゅ	福井県・敦賀市	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構